

# まち・ひと・しごと創生基本方針 2017

(平成29年6月9日閣議決定：関連部分抜粋)

## Ⅲ. 各分野の施策の推進

### 2. 地方への新しいひとの流れをつくる

#### ⑥中央省庁のサテライトオフィスの検討

##### <概要>

地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省等の業務の一部を執行することは、国家公務員の働き方改革に資するものであることから、事業の執行に係る地方公共団体へのアウトリーチ支援業務等の実証、試行を行い、課題を踏まえた在り方の検討、平成30年度以降の取組の検討・準備等を進める。

##### 【具体的取組】

##### ◎中央省庁のサテライトオフィスの検討

- ・中央省庁の業務のうち、例えば、地域特性に基づくところが多い地方を対象とした交付金等の制度設計に関する実態把握やフォローアップ等の業務、市町村へのアウトリーチ支援業務等は、現場である地方で実施することが業務の質の向上にもつながると考えられることから、こうした業務について、地方でのサテライトオフィスの設置を検討するための試行を行う。
- ・内閣府においては、地方創生関係交付金その他の制度設計に関する実態把握やフォローアップ、市町村へのアウトリーチ支援業務の充実を図るとともに、地方の現場の実態を把握する取組を通じて交付金審査事務の向上、さらには担当職員の「働き方改革」に資するための試行を行う。このほか、復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省においては、平成29年度にそれぞれの行政ニーズ等に基づき、試行の検討、実施を進める。
- ・試行対象の業務等を実施するためにサテライトオフィスを設置するに当たっては、業務内容・業務量に応じた立地や設置期間の最適性を充足するオフィスの在り方について検討を深める必要があり、その推進には、組織肥大化の抑制を前提に必要な定員・人員の確保、移動に必要な経費等の確保が必要になる。  
また、更なる展開を図っていく上では、テレワーク、リモートアクセス環境の整備・拡充が課題になる。
- ・政府においては、こうした課題を踏まえ、試行の実施及びその検証を行い、設置の効果を踏まえた実施可能性及び実施していく場合の展開方策の在り方等を整理し、平成30年度以降の具体的な取組について検討を進めるとともに、必要な措置を講じる。

## IV. 地方創生に向けた多様な支援（地方創生版・三本の矢）

### 3. 財政支援

平成 28 年度に創設された地方創生推進交付金について、平成 29 年度予算においても引き続き 1,000 億円計上した。平成 29 年度からは、地方公共団体からの要望等を踏まえて交付上限額を引き上げるとともに、地方の「平均所得の向上」という観点から効果の高い事業について、交付上限額やハード事業等について更なる弾力化を実施している。また、先導的な地域商社事業等に対するフラッグシップモデル事業など、地方公共団体がより先導性の高い事業に取り組むことができるような取組も実施している。今後とも、必要に応じ、地域の実情を踏まえた弾力的かつ適切な運用に努めるとともに、地方創生の更なる深化や新たな展開に向け、地方創生推進交付金の運用の充実等について検討を行う。こうした取組に加え、平成 29 年度も、引き続き、全国説明会や個別相談等の機会を通じて、地方公共団体が検討している取組に類似の先進・優良事例の普及を図るとともに、地方創生関係交付金を活用して実施した事業の効果検証について詳細な分析を行い、その結果を広く周知することにより、国として、意欲と熱意のある地方公共団体が、地域特性を活かした特徴的な事業を構築する取組を支援する。

平成 27・28 年度に続いて平成 29 年度においても、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を 1 兆円計上したところであり、少なくとも「総合戦略」の期間である平成 31 年度までは継続し、1 兆円程度の額を維持することとする。

平成 28 年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、引き続き、地方公共団体に対して自らの地方創生の取組を企業に対してアピールし、制度を積極的に活用するよう促すとともに、企業に対しても制度内容の周知を図る。平成 29 年度においては、優良事例を取りまとめて事例集を作成し、地方公共団体等に配布するなど、継続的な PR 活動を行い、制度の積極的な活用を促進する。

地方拠点強化税制の利用促進のために制度周知を強化する。

# サテライトオフィスによる地方創生推進交付金の アウトリーチ支援について

## <趣旨>

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な事業を対象としているが、先導性（自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等）が求められるとともに、KPIを設定して、PDCAサイクルによる検証が必要である。市町村において、地方創生推進交付金の活用に資するよう、内閣府の職員が市町村へのアウトリーチ支援を行うとともに、本交付金の制度設計に関する実態調査やフォローアップを行うため、サテライトオフィスの取組みを試行する。

## <平成29年度の取組み状況>

高知県	青森県
平成29年6月5日～16日	平成29年6月19日～30日（予定）
安田町 シェアオフィスなかやま	八戸市 ユートリー
交付金担当職員概ね3名ずつが交代で勤務し、市町村説明会の開催や市町村役場への個別訪問を通じ、制度の周知・広報を行うとともに、制度設計に関する実態調査やフォローアップ、事業実施に関する助言、意見交換等を行う。合わせて内閣府LANに接続可能なパソコンにより、交付金事業の書類審査、本庁とのWeb会議等を行う。	

(参考)

## 地方創生、地方分権改革の推進について

平成29年5月31日  
地方六団体

### I 地方創生のセカンドステージへ向けて

#### 5. 地方創生に必要な財源の確保

地方が地方創生に係る事業を円滑に実施するには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要である。国においては、引き続き、以下の措置を実行していただきたい。

##### 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。

##### 地方創生推進交付金等の継続実施及び弾力的な運用

- 地方創生の実現に向け、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「地方創生推進交付金」を継続するとともに、その総額を確保すること。
- 「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの交付金額の上限設定や対象経費などの制約を大胆に排除するほか、産業振興や地域活性化等ソフト施策と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備事業等に係る要件を大幅に緩和するなど、自由度を一層高め、地方においてより使い勝手のよいものとする。
- 事業の早期着手による円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう速やかに交付決定を行うこと。その際、地域の実情を十分踏まえること。
- 企業版ふるさと納税や地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和や手続の簡素化など弾力的な取扱いを行うこと。